

県産農産物販売促進特別対策事業の要件

R4. 12. 22

【直売所等での県産米増量キャンペーン】

1 対象となる事業者等の要件

次の（１）～（４）をすべて満たすこと。

- （１）農産物直売所や米小売店を営む事業者が、県内外に所在する店舗で行うキャンペーンであること（県内店舗での実施は必須）。
- （２）彩の国「新しい生活様式」安全安心宣言をしているほか、新型コロナウイルス感染対策を徹底すること。
- （３）実績報告時に、仕入れや売上等根拠資料が提出できること。
- （４）補助金受領後に会計検査院の立ち入りなど、補助金に関する立入検査がある場合があることを承諾すること。

2 キャンペーン要件

- （１）販売する県産米に無償の増量分を加えて提供するものとし、ポスター、POP、のぼり、ホームページ、広告（チラシ、アプリ、SNS等）などにより、県産米及びキャンペーンをPRすること。
- （２）期間は必ずしも連続させる必要はない。

3 補助対象となる増量米費

県産米の販売量に対し無償で2割を上限に増量した分の費用を補助対象とする。

4 補助対象となるPR費

- ①広告・広報として作成したポスター、POPやチラシ等の印刷費や広告料（ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の面積に応じて案分）
- ②のぼり等の資材費
- ③アプリ、ホームページ、SNS等による広告料（デザイン費や発信に係る手数料など）

5 補助金額の上限

PR費への補助額は、米増量費の補助額を合わせた補助金の総額の1割までとする。

【量販店でのポイントキャンペーン】

1 対象となる事業者等の要件

次の（１）～（４）をすべて満たすこと。

- （１）量販店を営む事業者が、県内外の店舗で行うキャンペーンであること（県内店舗での実施は必須）。
- （２）彩の国「新しい生活様式」安全安心宣言をしているほか、新型コロナウイルス感染対策を徹底すること。
- （３）実績報告時に、仕入れや売上等根拠資料が提出できること。
- （４）補助金受領後に会計検査院の立ち入りなど、補助金に関する立入検査がある場合があることを承諾すること。

2 キャンペーンの実施要件

1 次の（１）～（３）をすべて満たすこと。

- （１）販売する県産農産物に対して通常のポイントに上乗せしてポイントを付与するものとし、ポスター、POP、のぼり、ホームページ、広告（チラシ、アプリ、SNS等）などにより、県産農産物及びキャンペーンをPRすること。
 - （２）対象品目は県産米を必須として、野菜、果実、茶、畜産物などの県産農産物をPRした常設棚で販売すること（加工品を除く）。なお、併せて特設コーナーを設けてキャンペーンを実施することもできるものとする。
 - （３）期間は必ずしも連続させる必要はない。
- 2 県産農産物を取り扱っている地場産コーナーの農産物についてもキャンペーンの対象に加えることができるものとする。
- 3 キャンペーン終了後も、県産米など県産農産物を継続的に取り扱うよう努めることとし、交付決定通知書記載の状況確認報告書を提出するものとする。

3 補助対象となるポイント

キャンペーンで販売する県産農産物の販売額に対する２割を上限に付与したポイント（通常のポイント分は除く）にかかる費用を補助対象とする。

4 補助対象となるPR費

- ①広告・広報として作成したポスター、POPやチラシ等の印刷費や広告料（ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の面積に応じて案分）
- ②のぼり等の資材費
- ③アプリ、ホームページ、SNS等による広告料（デザイン費や発信に係る手数料など）

5 補助金額の上限

PR費への補助額は、ポイント付与費の補助額を合わせた補助金の総額の１割までとする。